

廃自動車認定部会の設置について

1 趣旨

- 府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)からの答申に基づき、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例(以下「条例」という。)を制定し、本年3月30日に公布した。
- 廃自動車と認定するための基準については、前回の審議会答申に基づき策定した。
- 廃自動車と認定するための上記基準を変更しようとするとき、または、放置自動車を廃自動車として認定するに当たり上記基準に該当するかどうかを判断することが困難なとき(※1)は、条例第7条第3項(※2)の規定または条例第7条第5項(※3)の規定により審議会の意見を聴くこととされている。
- 審議会では、専門的な観点から迅速に調査審議する必要があることから、部会を設置することとする。

※1 廃自動車認定基準に該当するかどうか判断することが困難な場合

廃自動車認定基準は、滅失または破損した部品等の種類ごとの点数を加算し、廃自動車として認定することとしているが、当該部品の破損の程度等によってはその基準を適用すべきかどうか判断が困難な場合が想定される。

※2 条例第7条第3項

「知事は、前項に規定する基準(廃自動車認定基準)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。」

※3 条例第7条第5項

「知事は、第2項に規定する基準(廃自動車認定基準)に該当するかどうかを判断することが困難なときは、大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない。」

2 廃自動車認定部会運営要領案について(裏面部会運営要領案参照)

(運営要領案のポイント)

- ・ 専門委員を加えた組織とする。(破損の程度の判断や自動車の財産価値について審議することから、自動車部品に詳しい専門家や財産権の問題に造詣の深い専門家に委嘱の予定)
- ・ 迅速な対応が必要なことから大阪府環境審議会条例第6条第7項の規定により、部会の決議をもって審議会決議とする。

大阪府環境審議会廃自動車認定部会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する廃自動車認定部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

（組織）

第2条 部会は、次に掲げる者につき、委員及び専門委員で組織する。

- 1 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2人以内
- 2 条例第3条第2項に規定する専門委員 3人以内
- 2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

（会議）

第3条 部会の会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会の決議は、大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例第7条第3項又は同条第5項に定める事項について、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。
- 5 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

（必要事項）

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年 月 日から施行する。